

議案第57号

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 議会の事務部局の職員 22人
- (2) 市長の事務部局の職員 4,102人

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,443人

第2条第9号を次のように改める。

- (9) 企業職員 330人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。